

# 関西労災職業病 4月号

(通巻第184号)

関西労働者安全センター

1990.4.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



## ◆目次◆

●全国労働安全衛生センター連絡会議5月発足	1
●関西労働者安全センター第10回総会開かれる	3
●労災法一部改正案国会上程へ	5
●第16期針灸学習会に参加して	6
●出稼ぎ労働者を訪ねて	7
●前線から(ニュース)	8
●アスベスト対策大阪ネットワーク	13
●〈学習のページ〉こころの話⑧	14
●労災補償もしもし相談	17

# 一連絡会議 5月発足へ

安全センター運動の全国的発展を！

地域安全（労災職業病）センター全国交流会（代表 田尻宗昭「神奈川労災職業病センター所長」）が発展し、新たに「全国労働安全衛生センター連絡会議」

（略称 全国安全センター）として発足することになった。設立総会は、五月十二日東京・渋谷勤労福祉会館で開かれる。

設立の趣旨は、地域センター相互の交流・連携・共同の取り組みの強化、そして医療機関・弁護士・研究者などの専門

家や被災労働者・労働団体との緊密な協力を通じて人間の生命を地球より重いもの、たらしめる活動を強力に押し進めるとしている。

初年度活動方針としては、財政基盤・組織体制の確立と、労基研「中間報告」

に基づく労災補償制度の抜本的改悪を許さない闘いを重点方針としつつ次のように課題に取り組む。

## ■ 重点活動方針

### 1 働く者の立場に立った制度・政策の確立をめざす活動

- 当面の具体的課題としては、労災補

### 2 情報（収集・提供）・出版活動

- 毎月機関誌発行

- 不定期刊「速報」、職サービス

### 3 交流・相談活動

- 労働省通達、審議会情報など

- 全国交流集会開催、地域運動交流・

- 労災認定安全衛生経験等の調査、研

究、紹介・センターへの照会受付

### 4 教育・研究活動

### 5 運動拡大

- 地域センター、医療機関等の設立の援助・推進

### 6 国際交流

- 海外情報交流、研修受入れ

### 7 個別課題

- じん肺、指曲がり症、過労死、出稼ぎ労働者、針灸裁判、職場復帰問題、

- 外国人労働者等

# 全国労働安全衛生センター

全国の地域センターの連係を強化し、

## 全国労働安全衛生センター連絡会議 設立趣意書

「まことに人間の生命は地球より重い、『安全なくして労働なし』平和な生活と生命と健康をおびやかす仕事と職場は排除され、労働者の安全は確保されなければならない」。かつて日本労働者安全センターは結成にあたり、こう高らかに宣言しました。

それから四半世紀、このことの重要性はますます強まっています。落下、墜落、爆発といった災害、腰痛、頸肩腕障害、振動病、じん肺などの職業病の広がりは、目を覆うばかりです。急速なOA化と過熱する職場ストレスは、世界に通用する「過労死」という言葉をも生み出しました。先端技術の職場で使われている有害物質の種類は、想像もつきません。アスベストによる深刻な被害は、市民生活にも及びます。

労災職業病を生み出す背景には、常に本工、下請、日雇といった重層的な雇用構造と、無権利の状態におかれている未組織労働者の問題が見え隠れしています。今日では、外国人労働者の問題も顕在化しつつあります。

私たちは、それぞれ、地域の安全(労災職業病)センターとしての実践を積み重ねてきました。多くの労働組合の力、医師・医療機関の協力、弁護士や専門家の尽力、そして、生命・健康を奪われた被災者及びその家族の憤激につき動かされ、私たちが進めてきたものは、この生産第一主義によって蹂躪されてきた人間そのものを取り戻す闘いであったと言えます。

私たちは、一昨年5月から4回にわたる「地域安全(労災職業病)センター全国交流会」を開催してきましたが、このたび「全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)」を設立することにいたしました。

新たに発足する全国労働安全衛生センター連絡会議は、地域センター相互の交流・連携・共同の取り組みの強化を通じて、人間の生命を地球より重いもの、たらしめる活動を強力に押し進めていきたいと考えています。

私たちの活動の第一歩は、「長期療養者」と名づけ、主治医の診断も無視して振動病被災者を切り捨て、さらに、療養1年半で全ての被災者の休業補償を打ち切ろうという労災補償制度の抜本的改悪の動きとの攻防になるでしょう。各地に地域安全センターと労働者をつなぐ活動も推進する必要があります。多くの方々と協力して、安全で健康に働く活動を強化していきたいと考えます。

全国の心ある方々の、御賛同、御協力を訴えます。

お問い合わせ 賛助会員になって下さい

全国センターの活動を支えるために是非皆さんにご協力を願いする

次第です。会費は年三万円です。ご連絡は、関西労働者安全センターまで。関係書類を送らせていただきます。

主な役員体制 (案)

### 【議長】

田尻宗昭 (社)神奈川センター所長

### 【副議長】

財)高知県労働安全衛生センター

北海道医生協緑愛病院職業病相談室

(社)大分県労働者安全衛生センター

### 【事務局長】

古谷杉郎 (専従)

### 【事務局次長】

関西労働者安全センター

東部労災職業病センター

# 関西労働者安全センター 第10回総会開催

## 全国労働安全衛生センター連絡会議を発足させ、安全センター運動の全国展開を！

三月二十四日、関西労働者安全センター第十回総会を開いた。総会は、山本敬一議長の開会あいさつに続いて、来賓の自治労大阪府本部荒木氏、金属機械大阪地本北方氏、森林労連金銅氏、北摂労職対豊田氏からあいさつをいただいた。

一九八九年度運動総括では、事務局が、労基研「中間報告」を棚上げに追い込むという成果を勝ち取った、昨年度の労基法・労災保険法改悪阻止の闘いの経過を中心に報告し、南大阪地域を中心に取り組んだ健診アンケート、トンネルじん肺被災者の発掘といった、今後の運動への足がかりとなる課題を明らかにした。

会計報告と会計監査報告に続き、  
労災職業病闘争の強化と発展を

運営協議会議長 新井 孝和  
労災補償制度の改悪問題を始めと  
運動は、残念ながら、非常に厳しい  
状況にあると言わざるを得ません。

今年度の活動方針を提案した。主な内容は、日本労働者安全センターの解散、全国労働安全衛生センター連絡会議設立への準備が進むという状況の中、全国センターの基礎確立、職場健康調査体制の充実などの日常的な安全衛生活動の強化拡大、専門部活動の活性化、パンフレット作成やセミナー、講座といった教宣活動を方針を提起した。さらに、被災労働者の権利を守る闘いを重視し、労

働行政に対する闘いも強めていかなければならぬ。

役員体制は、第一回総会以来、十一年にわたって議長を務め、安全センター運動の舵とり役を果たしていただいた山本敬一氏に代わって、紀和病院院長の新井孝和氏が新たに議長に就任した。さらに、大阪地評弁護団からは冠木克彦氏が委員に、顧問として山本剛夫京都大学名誉教授が新たに加わった。

しかし、安全センターの運動は、そうした状況に対し、これまでも常に一定の歯止めをかける役割を果たしてきました。それは、関西のセンターだけではなく、全国に規模の大小の差こそあれ、三〇をかぞえる地域センターが、それぞれの地域で、職場に密着した活動を開展してきた結果であると言えるでしょう。

そして、今年は、方針の中にもありますように、全国的に労働安全衛

生センター連絡会議として、活動を開始することになっています。安全センター運動は、これまで以上に力を発揮する条件が整いつつあると言えるでしょう。こうした意味でも関西労働者安全センターに課せられる任務は非常に重要なものであると言えます。

言うまでもなく、安全衛生、労災職業病の課題は、労働組合だけの自助努力で解決できるものではありません。

会員のみなさんのご協力を願いし、ご挨拶とさせていただきます。せん。医療の分野、あるいは大学や法曹界など、いわゆる専門家と言われる人々の取り組み、協力が不可欠です。関西労働者安全センターをまさに名実共に専門家と労働組合が共闘するための組織として組織整備を図っていくために、今年度は特に努力していく必要があります。

## 関西労働者安全センター連絡会議△会役員（一九九〇年度）

◆議長－新井孝和（紀和病院院長）  
◆副議長－熊野智（大阪市職労港湾局支部）、東啓次郎（全通西大阪支部）、福田勉（金属機械港合同支部）、華川万吉（全港湾大阪支部）、金銅正夫（森林労連全林野大阪地本）、榎本祥文（労働者住民医療機関連絡会議）、伊東儀澄（大阪市職労港湾局支部）、金子善夫（金属機械マコトロイ工業支部）、冠木克彦（大阪地評弁護団）、川野弘司（大阪市從港湾支部）、清水直樹（金属機械港合同支部）、竹田保（大阪地域合同労組）、原田憲治（全港湾建設支部）、松久寛（京大安全センター・京大工学部助教授）、村上茂（摂津市職）、吉益茂行（金属機械ニッコー金属工業支部）、丸岡孝敏（大阪府被災労働者同盟）

◆事務局長－西野方庸（常任）  
◆事務局次長－市川正夫（全港湾大阪支部）、大成功一（労災職業病研究会）、小林薰（全石油ゼネラル石油労組堺支部）、谷口勝則（大阪労金労組）、山中真清（金属機械オーシマ支部）、青木英仁（医療法人南労会）、中地重晴（南労会労組）、片岡明彦（常任）、事務局員－池野竹雄（此花労働者センター）、岩田賢司（常任－会計兼任）  
◆会計監査－中川照久（大阪労金労組）、西村均（全港湾大阪港支部）  
◆顧問－山本剛夫（京都大学工学部名譽教授）、上田卓三（衆議院議員）、細谷昭雄（参議院議員・全国出稼組合連合会会長）、牧内正哉（社会党大阪府本部書記長）、山本敬一（全港湾関西地本顧問）

## 労災法一部改正案国会に上程される

昨年十一月二十五日に労災保険審議会が労働大臣に提出した建議「労働者災害補償保険制度の改善について」を受けて、労働省は法案化作業を進めてきた。

今年三月七日、労災保険法等の法律の一部を改正する法律案要綱の案を労災保険審議会に諮問。審議会はこれを了承する旨答申した。

要綱の主な内容は以下の通り。

(1) 年金・一時金及び休業補償のスライド要件の改善

① 年金・一時金のスライド要件（現行六%）を緩和し、完全自動賃金スライド制とする〔毎年スライドされることになる〕。

—— 施行期日九〇年八月一日

② 休業スライドの発動要件を現行

(3) 農業従事者の特別加入制度の改善

—— 施行期日九〇年一〇月一日  
 (2) 長期療養者の休業（補償）給付への年齢階層別の最低・最高限度額の導入

—— 施行期日九一年四月一日

\* 労働省令で、既存の指定農業機会従事者に加えて、一定規模以上の個人事業主等が行う一定の危険または有害な作業を対象作業とする特別加入制度を新設することとされている。

今回の法律案は、予算関連法案であり、去る三月二〇日に国会に上程された。舞台は国会に移り、衆議院の社会労働委員会では、この五月の連休明けにも審議される見通しである。

現在暫定任意適用事業とされている農業の事業（五人未満の労働者を使用する個人経営の農家）の事業主が、労働省令で定めるところにより（\*）、労災保険に特別加入した場合には、当該事業に使用される労働者については労災保険を当然に適用する。

拡大

# 第16期針灸學習会に参加を!

—5月10日より9月20日まで毎週木曜—

この學習会は、針灸を通じて職場のちがう労働者が交流しあい、お互いの職場の状況を見つめ直そうといふ趣旨で開催されてきたものである。当初は全港湾の労働者の参加が中心であったが、現在は自治労をはじめ、針灸に興味をもつ多くの労働者の参加が得られている。

學習会の内容は、松浦診療所針灸師の佐藤氏を講師にツボについての講義と実技である。そのほかに参加者の職場紹介、成人病と食事の話、歯の健康についてなど、針灸にとどまらず、広く職場での問題や健康、環境に関する話題を取り上げていく予定である。

ぜひともこのユニークな學習会に参加されるようお願いします。  
連絡は安全センターまで。

今年も五月十日から期労働者針灸學習会が始まる。本期で十六期を迎える。

この學習会は、針灸を通じて職場のちがう労働者が交流しあい、お互の職場の状況を見つめ直そうといふ趣旨で開催されてきたものである。当初は全港湾の労働者の参加が中心であったが、現在は自治労をはじめ、針灸に興味をもつ多くの労働者の参加が得られている。

學習会の内容は、松浦診療所針灸師の佐藤氏を講師にツボについての講義と実技である。そのほかに参加者の職場紹介、成人病と食事の話、歯の健康についてなど、針灸にとどまらず、広く職場での問題や健康、環境に関する話題を取り上げていく予定である。

ぜひともこのユニークな學習会に参加されるようお願いします。  
連絡は安全センターまで。

## 2. 日程と學習内容

回数	月 日	6:00~	~ 8:30
1	5/10	開講式	映画、學習会の説明、諸報告
2	5/17	労働災害の予防 安全センター	灸、隔物灸の紹介、実技
3	5/24	職場紹介	針の概要、注意事項
4	5/31	参加者、実行委員の自己紹介	穴位(足)の説明
5	6/7	労働災害の補償 安全センター	実技(足)の説明
6	6/14	「港湾の安全衛生運動」 全港湾大阪支部 全衛生委員会	穴位(手)の説明
7	6/21	応急措置の仕方 松浦診療所	実技(手)の説明
8	6/28	「歯の話」松浦診療所歯科	手、足のまとめ
9	7/5	職場紹介	穴位(腰)の説明
10	7/12	職場紹介	実技(腰)の説明
11	7/19	職場紹介	実技(腰)のまとめ
12	7/26	職場紹介	穴位(肩)の説明
13	8/2	松浦診療所健診部報告	実技(肩)の説明
14	8/23	「栄養の話し」松浦診療所健診部	実技(肩)のまとめ
15	8/30	職場紹介	実技(腰、肩)のまとめ
16	9/6	全般のまとめ	実技(全般)のまとめ
17	9/13	質疑応答	実技(全般)
18	9/20	修了式	

費 場 時 期  
用 所 間 間

5月十日~九月二十日 每週木曜日  
午後六時~八時半  
大阪港湾労働会館第二会議室  
三〇〇円 (毎回払い 含テキスト代)  
(毎回払い テキスト代三〇〇円)

注意 休憩(7:30)の前にストレッチ体操を行います

一部変更があるかもしれません

學習中は禁煙です

# 出稼ぎ労働者を訪ねて

三月六日から九日にかけて、出稼ぎ大会の前に、全国出稼ぎ組合連合会の方に同行させてもらい、秋田からの出稼ぎ者を中心に飯場を回ってみた。

## 倒れかけの飯場で

最初に訪れたのは守口市にある飯場。いまにも倒れそうな飯場で、こんなところに住んでいるのか、と正直言つて驚いた。そこに秋田から一人で出稼ぎに来ているという。仕事は下水道工事などである。尿血栓などの持病があり近くの病院に通院する一方、尿血栓の薬を故郷の病院から送つてもらっているという。周囲

とは隔絶して暮らす出稼ぎ先では、なかなか信頼できる医療機関はみつからないということなのだろうか。

## 韓国からの労働者も

次いで訪れたのは兵庫の飯場。型枠大工ばかりの飯場で若い人も多い。ここも部屋の狭く、八畳あるなしの部屋に五人ほどが寝起きしている。ストーブやテレビはあるが、ほとんど寝るだけのところである。

この飯場では韓国からの出稼ぎ者に出会った。韓国の型枠工らしかった。意思疎通がうまく行かず、技術的にも日韓で隔たりがあるため、仕事がはかどらないことがよくあるの

だと、出稼ぎ者がこぼしていた。彼ら韓国からの出稼ぎ者は、通常の給料の六～七割程度しかないという。日本人労働者との間に格差を設けつつ、外国人労働者の導入が測られて現実の一端を見る思いだつた。

## 必要なきめ細かい健康管理

最後に訪れた飯場には、医師に付き添つてもらい、血圧測定や尿検査など、簡単な健康診断・健康相談を

やってみた。みんな血圧には関心があるらしく、測定結果と医師からの説明に熱心に聞き入つていた。血圧の高い労働者も多く、約三分の1が降圧剤の服用していた。きめ細かな健康管理の必要性を痛感させられた。

今後も地道に飯場訪問の活動を続けていきたい。

# 前線から

## オ二六回出稼者大会

大阪

出稼者の

健康調査対策を

第二六回西  
日本出稼者大  
会が、三月十  
一日部落解放  
センターで行  
われた。

出稼組合員  
の出席は数名にとどまつた  
が、建設支部西成分会から  
の参加があり主催の予想を  
越える出席者が集まり、大  
会は盛り上がった。

主催者、来賓挨拶のあと  
坂口事務局長から東京大会  
決議を含む経過と現状報告  
がなされた。特に好況期の  
原告側申請の証人、松崎俊

金が低くなつて  
いることも報告  
された。

続いて出席者  
からの問題提起  
を含めて発表が  
あり、安全セン  
ターや、「柴田労災の例な  
どから考えられるように、  
出稼労働者の就労直後を含  
めたい」と決意を表明し  
た。

柴田さんのように三〇代で  
発症している人の中では、  
仕事中に発症しているケー  
スが多いことなどを一般的  
に証言した。また個別柴田  
さんの場合については、連  
続夜勤、劣悪な生活環境、  
不慣れな出稼ぎ先で健康管  
理体制が全くなく高血圧症  
の治療も受け得なかつたこ  
と、その上に重激労働とく  
れば「まるで脳卒中を発症

大阪

控訴審 証人調べおわる  
業務上ます 明らか

三月九日大阪高裁で、出

稼脳卒中労災認定を争う柴  
田訴訟の控訴審法廷が開か  
れた。この日の法廷では、

久琉球大医学部教授の証人  
尋問が行われた。  
松崎証人は、脳卒中発症  
と仕事との関係について、

統計調査資料を元に、特に

するために出稼ぎ労働をしているようなもの」と業務起因性を明確に証言した。

また、コンクリートブレーカー作業から約三〇分後に発症していることについて、その間にコンクリートのガラ積みをやっていることを除いても、因果関係を否定するには当たらないと証言した。

控訴審法廷の証人調べはこの日で終了し、次回は労基署側、柴田さん側双方から最終準備書面が提出されることになっている。法廷の進行から見てもますます仕事との因果関係がはつきりしており、今後は最後の詰めといったところか。判断が注目される。

## 労災通院費審査請求

# 東南不支給決定!

### 全金協和精工支部

全金協和精工支部Y氏の頸肩腕障害の労災治療にもなう通院費審査請求に対して、労災審査官の不支給決定が下りた。Y氏は自宅から約十キロ離れた松浦診療所に通院していた。

四キロを越えた場合通院費は、四キロ以内に適した医療機関がなく最寄りの指定医療機関に通院していることが条件として通達に示されている。われわれは、

いなど、審査官の調査自体がざんざであることも判明している。  
現状の通院費支給基準は、治療実態を無視した狭隘なものであり、明らかな権利侵害である。Y氏の通院費は、支給を求めてさらに労災保険審査会で争う考え方である。

基發  
第48号 S 48・2・1

#### (3) 通院

口 傷病労働者の住居又は勤務先からおおよそ四キロの範囲に当該傷病の診療に適した指定医療機関がないために四キロをこえる最寄の指定医療機関への通院。

松浦診療所のように物療、針灸、整形外科、運動療法の一貫した治療を受けるこ

## 三 扱打ち不支給決定に

### 抗議の対署交渉

大阪

#### 全通大阪支部心筋梗塞労災

全通大阪日通支部故三宅

氏心筋梗塞労災について天

満労基署が、二月十六日に

遺族に対して扱打ち的に

不支給通知を送りつけてき

た問題で、支部、センター

は二月二十三日労基署に対

して三〇名で抗議と不当な

不支給通知撤回を求めて交

渉を行った。

本件については、労基署

と話し合いながら進めてき

た。二月一日の話し合いに

おいても、「再度同僚の聴

き取りを行う。(話し合い

の)つづきはそのあとで行

う」との了解があった。そ  
れにもかかわらずいきなり  
不支給通知を送りつけたも

最終的に「こうした事態  
を招いたこと、いきなり不  
支給通知を出したことをあ

ぶちまけた。  
組んでいくことにしている。  
支部はあくまで労災認定を  
方的に開き直ったため紛糾、  
参加した三宅さんも労基署  
の一方的なやり方に怒りを

の。この日の交渉では、担  
当官・労基署は、「そういう  
約束はしていない」と一  
い」と労基署は表明した。

今後は審査請求で争うことになつたが、センター・  
支部はあくまで労災認定を  
目指して遺族とともに取り  
組んでいくことにしている。

米二〇〇俵を同僚と共に積  
み込んだあと平野区の精米  
工場に運搬し到着後動けな  
くなり、八尾德州会病院に  
運ばれ緊急手術を行つた。

幸い生命をとりとめ、現在  
休業療養中である。  
Eさんの心筋梗塞は、高  
血圧の基礎疾患はあつたも  
のの、当日の大雨、それによ  
る予定変更、さらには玄  
米六〇kg入りを一〇〇俵積

### 直立 業務上認定勝ち取る

#### 全港湾大阪支部米穀運送分会

全港湾大阪支部大阪米穀

末に業務上認定を下した。

運送分会のEさんが、八九

Eさんは、当日大雨のた  
め急遽予定を変更して、門

年七月一〇日朝、仕事中に

真から茨木の工場にトラッ  
クで赴き、六〇kg入りの玄

米六〇kg入りを一〇〇俵積

むと、いう急激な重筋労働が

原因であることから、米運

分会ではこれを労災ととら

え取り組みを行つた。健診

医足達医師（松浦診療所）

や主治医は職場実態に理解

を示し、協力を得ることが

できた。

分会は、こうしたことを

ベースに労基署交渉を粘り

強く積み重ね今回の認定を

勝ち取るにいたつた。



同支部の主な職場は、大阪市保健所であるが、この四月から環境・食品衛生業務が大幅に機械化されることになり、職員の毎日の業務の形をとるもののが増えることになった。大阪市職では、すでに一昨年に区役所窓口業務のコンピュータ化教育支部図書館分会の頸肩にともない、VDU作業基

大阪市職環境保健局支部は、職場への本格的コンピュータ導入にともない、この四月六日にコンピュータ問題学習会を開催した。

## 保健所にも VDU 大阪市職環境保健局 支部で学習会

準の大幅改正をおこなつている。該当職場については、VDU作業者健診も実施しているが、作業者自身に対する安全衛生教育などの面ではまだまだ恒常的なシステムができていない。

今回の学習会は、そうした意味から、今後業務でVDU機器を使用する組合員を対象とした支部段階でのものである。今後は同市職として衛生教育面での取り組みが期待される。

## 大阪 図書館司書の バイブル対策 取り組む

大阪市立図書館の司書が主な組合員である大阪市職教育支部図書館分会の頸肩腕障害予防対策の取り組み

が進んでいる。

司書の仕事は、貸出手続

きや図書の整理など、上肢に負担のかかる仕事が多く、

かねてより頸肩腕障害症状の訴えが多い職場であった。

そこで同分会では、昨年三月に松浦診療所健診部の協力を得て職業病自主健診を実施し、分会員の状況についての把握を行った。この結果を受けて、去る三月七日には、図書館の作業環境のチェックを行った。

大阪市立図書館は、来年度をめどに、図書管理にコンピュータを導入し始めることになっており、特に貸出業務は、バーコードリーダーを利用する業務に変更される。これまでのカードをチェックする方式からV D U 機器に関する作業の方向に大幅に移り変わることになる。

そうした作業環境の根本的変化も見据えた上で、今

後の安全衛生対策のための職場環境改善へ向けた努力

が期待される。

請求をしなおすことになつた。

Y社は、再度大手のT社の労働保険の証明を受け、Aさんの労災申請手続きを行うことにしている。

## 大阪 必要なじん肺被災者 支援体制の確立

建設現場でハツリ作業に長年にわたって従事してきたAさんは、三年前の退職の後、じん肺管理区分三の決定を在住する兵庫県の労働基準局から受けているが、

すでに管理区分三の決定を受け、じん肺健康管理手帳の交付も受けているため、改めて管理区分申請をすることなく、勤めていたY社を所轄する天満労基署に労災補償の請求を行つた。

来事であつたりすることが多く、被災労働者は労基局、労基署の間を右往左往することが多く、労災補償請求についての支援体制の強化が必要だ。

近ごろ気管支炎の症状がひどくなり、少し歩いても息切れがするなどの症状が出てきたため、松浦診療所に受診したところ、続発性気管支炎の合併症を発症していると診断された。

かし、Y社は大手建設会社T社の下請け業者で、最終の粉塵職場である現場が有期事業であることから、三年前の最後の現場である北浜を所轄する中央労基署に

# 大阪市でも吹付けアスベスト除去工事開始

施設名公表は「混乱」を理由に拒否——求められる情報公開の姿勢

大阪市でも市有施設の吹付けアスベススト除去工事が開始された。

大阪市では、学校施設の吹付けアスベススト改修工事は八八年度に行われた。工法は廻い込みであった。それ以降市有施設の工事は、市の体制が整ってから、ということで遅れていた。

市の説明によると、昨年夏から秋にかけて市有施設のアスベススト調査を行い、七二か所にあることが判明した。そのうち十七か所が八九年度の除去工事対象となり、三月から工事に入っている。市は九一年度までの三年間で工事を完了したいという意向のようである。

われわれは、アスベススト使用施設名の公表を再三要求したが、市側は「施設管理者の方から公表を控えて

くれと要求されており、公表は勘弁してほしい」の一点張りであった。

施設名を公表すれば利用する市民に混乱をきたす、というのが理由である。それならすでに工事に入っている施設の名前は、と迫ったが、これも施設管理者から「困る」と言われている、との理由で断られた。情報公開の原則からしても、施設名の公表は行うべきである。市側は再度関係部局に図ると約束した。

吹付けアスベススト除去工事の大きな問題は処分地の問題である。府は堺七一三区をアスベススト廃棄物処分地としているが、市はいまだ処分地が決定していない。現時点では、コンクリート固化処理—ビニール袋二重梱包一段ボール箱に入れた上で各施設で保管することとなっている。



# 境界例について——小川・渡辺診療所の病気の話

(8)

境界例について——小川・渡辺診療所 小川 正明

今回はおそらく皆さんには耳なれない「境界例」と呼ばれる病気について述べることにします。

この「境界例」という病名は、精神分裂病やヒステリーといった昔からの古典的な病気に対してつけられたものではありません。二〇世紀の半ばから、おもにアメリカで精神分析派の人たちのあいだで論議されてきたものです。

精神分裂の理論が深まっています。その結果として、人格障害を基本的障害とする「境界例」が臨床的に重要視されるようになってきました。

では具体的にはどんな状態が「境界例」と診断され、どんな治療を受けるのでしょうか。最近私が主治医となつたA君の報告をしてみます。

## 【A君の場合】 衝動的な自殺企図

この「境界例」という意味は、精神病と神経症のいずれとも決めがたい両者の「境界」の病態をさすものでした。しかし最近になって人格構造を正常から異常まで連続的に理解し、しかも発達の観点を持つような

A君は二十四才の無職の男性で祖母と父の三人の家族で生活しておられました。母親はA君が十四才頃にガ

ンで亡くなっています。このA君とわれわれとの出会いは保健所からの紹介でお父さんが「今息子（A君のこと）が手首を切りかけている。なんとかしてくれ」とセッパつまた電話が最初でした。お父さん自身にまず落ち着いていただくことをお願いして、A君に電話口に出てきてもらうと、さして興奮した口調ではなく「今日でもう終わろう、と思つていました。（保健所に）行つてもいいですよ。」と淡々とした感じで受診に同意されました。（この比較的簡単な受診への同意の背景にはかなり強い孤独感や対人接觸への願望があつたようです。）そして診察室

で話をうかがってみると、「ずっと寝続けていたけれど」と慢性的な空虚感を訴え、また「自分のライフスタイルはみつともないと分かつてはいても、どうしようもなくて、自尊心だけが一人前に傷つくんです。」と自己同一性の不安定さをうかがわせる発言もありました。またご家族の話をうかがっても、幻覚や妄想はなさそうですし、感情的な鈍麻もないにかかわらず、社会生活（時には対人関係の面で）がまったく不充分で、衝動的な行動もみられる不安定な状態ということでした。

このような状態は、伝統的な精神医学の概念ではとらえきれないもので、精神分裂病ともうつ病とも、また特別なノイローゼとも診断しえません。A君自身が自分の社会的活動の不充分さを理解しており、治療の必要性も漠然とながらわかってくれています。しかしながら不安定でもろい感情面の弱さゆえに、移管した

治療への態度を持ちえないのです。結局、A君には、基本的には社会的体験が不充分で自分に対し自信を持つないことが問題であること、自杀しない約束が必要であることなどを、時間をかけて説明し、やっと納得してもらいました。そして初診の日以降、一日に一度くらいの割合で受診してもらい支持的な精神療法と、軽い安定剤を中心とした薬物療法を行ったのですが、結局自殺企図を防ぎ切れず、精神病院に初診の日から二週間後に入院されました。このA君の治療をふりかえってみると、もとと上手にA君の不安定な感情を受容していれば自殺企図も防げたか、と反省しています。

まず発病はほとんどが思春期で、一見社会的適応はよいのですが、集団のリーダーになつたりすることはなく、異性の友人は少ないことが多いようです。また、抑うつ気分や不安心気症状などのノイローゼの症状や不快感や怒りっぽさを中心とした不安定な感情、衝動性のコントロールがしにくく、自己破壊的な傾向が強いこと（薬物乱用や暴力行為、性的問題行動などの）も大きな特徴です。このように多様で激しさを持った症状を呈してはいても、A君のように病気であることの認識や治療意欲はあることが多いのです。しかし

な「境界例」の人が増加している、と言われています。その背景には家庭機能の弱体化や価値観の多様化、共同体意識の低下などさまざまな社会的文化的要素がありそうです。まだ「境界例」の概念は流動的なものです、いくつかの臨床的特徴を挙げてみます。

最近では、右にあげたA君のよう

〔思春期に多く発症〕  
〔抑うつ気分など多様な症状〕

A君自身が自分の社会的活動の不充分さを理解しており、治療の必要性も漠然とながらわかってくれています。しかしながら不安定でもろい感情面の弱さゆえに、移管した

治療者との関係は一方的なものに終始しがちで、二者関係ないしは信頼に基づいた相互関係が成立しがたいため、特に治療の初期は（A君の反省でもふれたように）上手に受容することが必要です。

## 好評連載記事

### 「レントゲン撮影を考える」 岩田羽白・パンレットに

胸部レントゲン撮影が人体にどのような影響を与えるか、という問題について安全センターは、「胸部レントゲン撮影を考える」（執筆者・放射線被曝と労働研究グループ）と題して機関誌の一四八号から一五七号（84・10～85・10）にわたり連載してきました。

その後何回か、読者の方から「胸部レントゲン撮影を考える」購入の申し込みがあり、バックナンバーのコピーをお送りし、要望に答えてきました。

以上のような特徴を持った「境界例」と言われる人々は、長期的にどのような状態になっていくのでしょうか。もちろん、「境界例」の治療は、その人格的成长を待たねばならないという特性上困難なもので

すが、精神療法的な長期にわたる治療で、少しずつ現実性や対人関係の広がりを回復し、社会生活を充実させていくことのできる人も多いようです。

最近、小学校などの教職員や父母の方々からの購入申込みが多くあり、センターの活動方針にある教育の一環として、一冊の冊子にまとめて機関誌の増刊号として発行しました。学習会などでご利用ください。



を考える

● 放射線被曝と労働研究グループ

発行 関西労働者安全センター

関西労働者安全センター 大阪市西区新町2-19-20 西長堀ビル4階 TEL(06)538-0148

B5版 32ページ 価格400円  
(送料込み)

## 保険会社が「打ち切り」通じ口

### 交通事故と労災保険



「会社の製品を運搬中に追突事故にありました。ムチウチ症で1ヶ月入院したあと現在は休業通院中です。治療費・休業補償は自動車保険から出ていますが事故から三ヶ月たち、保険会社が『給付を打ち切る』と勝手に通告してきました。主治医は、まだ治療・休業をするべきだと言つてくれているのにどうしたらいいでしょうか。」

医者が「休業・通院が必要」と判断しているのに、短期間で勝手に打ち切りを通告していくこと 자체がまず問題ですので、この点保険会社と交渉をすることが必要でしょう。

しかし、万が一保険会社が悪質で打切りを強行してきたとき当面どうするのかです。

結論は「労災保険に切り替える」

第三者行為災害届を出す  
示談に注意！

交通事故の場合で第三者が加害者

具体的の手続きですが、あなたの事

故は労災ですので、まず労基署に、『第三者行為災害届』を出す必要があります。その際、どちらの保険を受けるのかが確認されます。

さて、あなたのように、自動車保険からの給付は短期で打ち切るうという保険会社の思惑が働くことがあります。かりに打ち切ってきても、実際に医師の判断として要療養なり要休業ならば、引き続き労災保険できりかえて給付されますから、自動車保険打ち切り後の請求は労基署にすればいいわけです。その際、労基署に事情を説明しておくといいでしよう。そういうときのためにも、第三者行為災害届は必ず出します。労基署には第三者行為災害担当係がいます。また、よくあるケースは示談をしてしまったあとも治療や休業が必要な時どうするかということです。

## 一月・二月の新聞記事から

- 二・五 「原発抜き町政」を訴えた新町長誕生（三重） 三・七 北アルプス・剣岳で遭難救助中の県警山岳警備隊員が雪崩のため行方不明。（富山）
- 二・八 下水道工事で土砂が崩れ生き埋めの二人死傷。（大阪・岸和田） 三・八 広島県のトンネル内玉突き追突事故直後に自殺した運転手の労災認定される。
- 二・一六 化学薬品工場で爆発2人が火傷（兵庫・明石） 三・九 加古川市の株三共の資材置き場でトラック一台に間に挟まれ即死、川鉄出向の労働者（兵庫）
- 二・一二 労働省が八九年の労災死亡認定者数を二千三百九十五人（前年比六・〇%減）と発表。 三・十 四 今年になつて大阪府内の建設現場での労災死者は一五人、去年同期の三倍・全体の半数以上となり基準局は監督指導を強化するとしている。
- 二・一三 くも膜下出血が原因で退職した元教諭、公務外認定取消訴訟で勝訴判決。（高地） 三・十五 十八日昼「長崎屋尼崎店」売り場から出火、客五人・従業員十人が焼死、防災の不備が指摘されている。（兵庫・尼崎）
- 二・一五 宇都宮市の大野石材・大谷石採石現場で落盤、作業員一人生き埋め。 三・十六 大阪府寝屋川市の路面の車線塗り替え作業中、車に跳ねられ即死。
- 二・一七 ビル地下機械室で点検作業中フロンガスが噴出一人が酸欠状態となつた。（大阪・中央区） 三・十七 医薬品製造業「菱山製薬」城北工場で爆発、従業員七人が火傷などの重軽傷（大阪・旭区）
- 二・一八 「常磐じん肺訴訟」に対し福島地裁は会社側の責任を認め、原告側全面勝訴の判決を下した。争点の「時効」も外し二四人に約四億円の支払いを命じた。 三・十八 「土呂久公害・二陣訴訟」の勝訴判決（宮崎）
- 三・一 横浜市の動物園コアラ飼育係の自殺、公務災害と認める。（災害補償基金横浜支部） 東京・西多摩郡の松尾採石所で働いていた、じん肺認定患者三人の損害賠償請求訴訟に対し企業に八千万円の支払命令。（東京地裁）
- 三・五 小売市場から出火した火事で同市場の警備員が煙に巻かれ死亡。（大阪・柏原市）

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

4月号(通巻184号) 90年4月10日発行

## 関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

## 古書 & レンタルコミック

### 時代屋



大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎ (06)465 5441 2階 此花労働者センター

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式  
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06(551)6854 FAX 06(554)5672

(毎月一回  
10日発行)